

静止地球環境観測衛星の運用等事業

事業者選定基準

国土交通省 気象庁

第1 事業者選定基準の位置付け

本事業者選定基準は、国が落札者を決定するにあたって、もっとも優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札参加希望者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

第2 事業者選定の方法

1 選定方法の概要

本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）には、PFIや施設の設備、維持管理・運用の専門的な知識やノウハウが求められる。事業者となる特別目的会社を設立する落札者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は入札参加希望者の資格及び実績の有無を判断する「第一次審査」と、入札参加者の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。第一次審査における審査結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

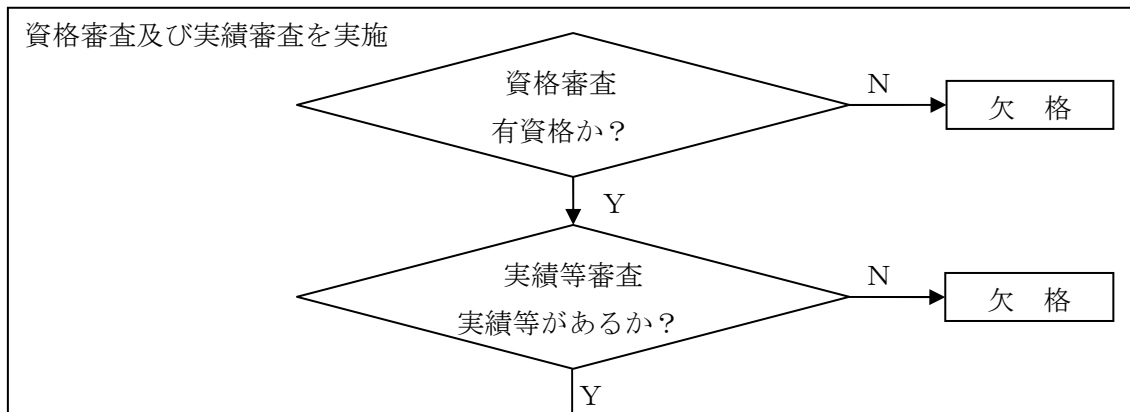
2 事業者選定の体制

国は、総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために「有識者等委員会」を設置する。有識者等委員会は、各入札参加者からの提案に対する評価案を国に報告し、国はこれを受けて、落札者を決定する。

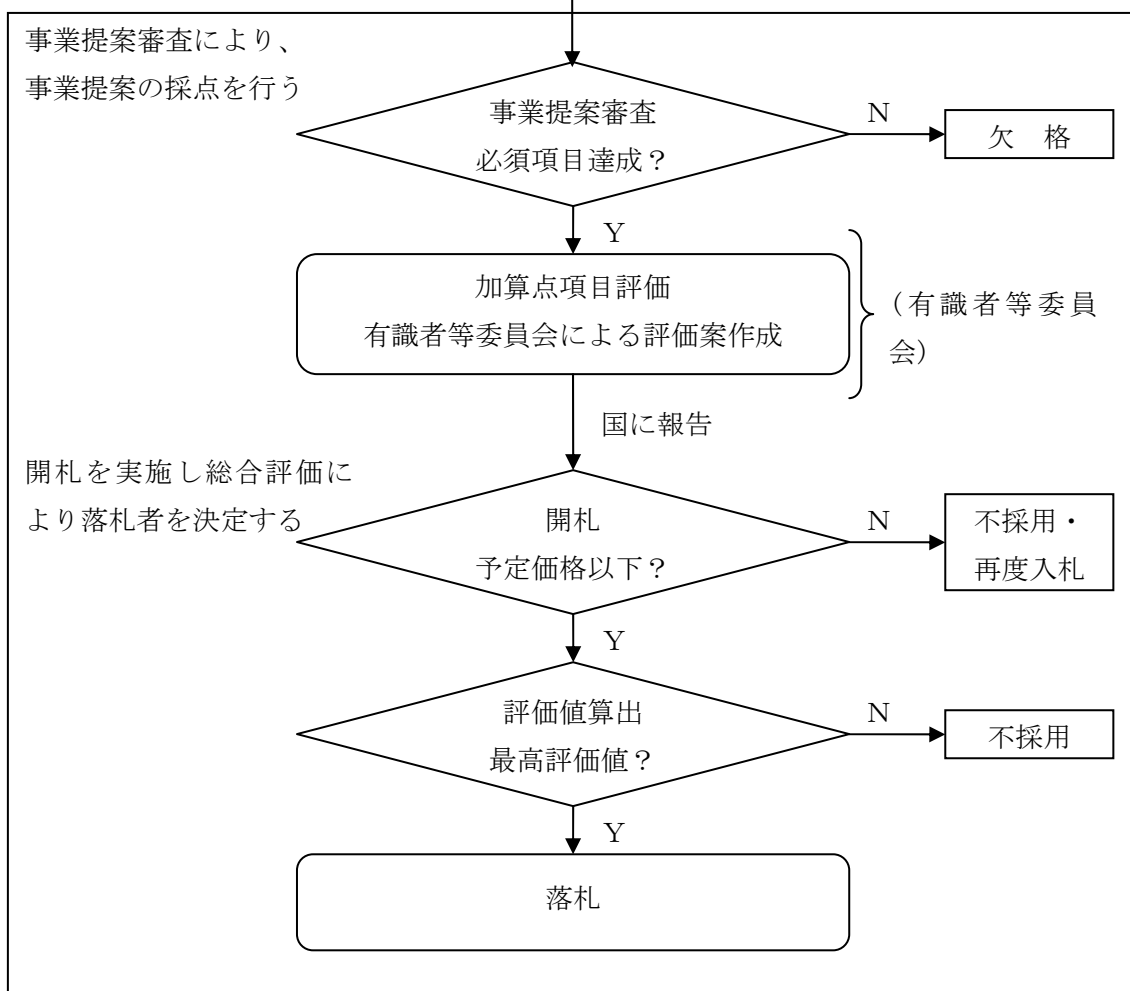
第3 審査の手順

審査手順を以下に示す。

1 第一次審査



2 第二次審査



第4 第一次審査

入札参加希望者が本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

第一次審査の手順は以下の通りである。

1 資格審査

入札参加希望者が入札説明書に示す資格要件を満たしているか否かの審査を行う。

2 実績等審査

入札参加希望者が入札説明書に示す実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

第5 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容等を審査するものである。

1 第二次審査の手順及び方法

第二次審査の手順は、以下のとおりである。

(1) 事業提案審査

入札参加者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。なお、事業提案に、要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

① 必須項目審査

事業提案が要求水準（必須項目）を全て充足しているか否かの審査を行い、事業提案が全ての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない、又は記載のない場合は不合格とする。

適格者については、基礎点 100 点を付与する。

なお、要求水準とは「静止地球環境観測衛星の運用等事業に関する要求水準書」（資料－2）に定める要求水準をいう。

② 加算点項目審査

事業提案が要求水準を充足した上で、更に国が特に重視する項目（加算点項目）について、優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で 100 点満点とする。

ア 有識者等委員会における採点・審査結果案作成

有識者等委員会において、別紙に示す評価ポイントに基づいて優れた提案がされているかを審査し、各提案の採点を行った上で、審査結果案を作成し、国に提出する。

イ 国による審査結果の決定・加算点付与

国は、審査結果案をもとに、最終的な加算点を決定し、①により付与された基礎点に加算点を付加する。なお、有識者等委員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し、提案内容を確認する場合がある。

(2) 開札

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

入札価格が予定価格を超えている入札参加者については、失格とする。

全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

(3) 総合評価

① 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者それぞれについて、(1)の事業提案審査による各提案の得点及び(2)の入札価格をもとに総合評価を実施し、落札者を決定する。なお、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

② 評価内容の公表

国は、落札者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に加算点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

2 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。提示を求める図面あるいはイメージ図等（以下「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性・実現性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

(2) 必須項目審査

必須項目について、事業提案の内容が要求水準を充足するか否かを審査する。なお、提案において求める記載事項は、入札説明書の「静止地球環境観測衛星の運用等事業 様式集及び記載要領」（資料-3）に示す。

事業提案は、国が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。国は、記載内容が要求水準を充足する妥当な方法、内容であると判断できる場合にこれを充足するものとして判断する。

(3) 加算点項目審査

加算点項目審査では、提案内容が要求水準（必須項目）を充足したうえで、更に別紙に示す加算点項目について優れた内容であるか否かの審査を行う。評価基準は加算点項目ごとに設定され、各加算点項目に配点が付される。

なお、審査にあたっては、各項目に設定している評価のポイントに基づき採点する。

3 事業提案の位置付け

落札者の提示した事業提案は、事業者との事業契約にその内容が反映されるものであり、事業者は、これを履行しなければならない。ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問への回答も同様とする。

総合評価落札方式においては、事業提案が入札書の一部を構成するため、以下の範囲について契約上の拘束力を有する。

(1) 加算点項目における評価内容

加算点項目は、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が加算点項目の評価基準に合致すると判断されたことにより、得点が付与される。このため加算点項目について、加算点が付与された場合は、国及び落札者の協議により実施方法を明確化し、これを契約締結時の要求水準とする。

(2) 有識者等委員会の意見

有識者等委員会において事業提案に対して意見が出され、事業提案の内容を改善することが必要不可欠となる場合、これを事業実施にあたっての条件として加味する。

第6 総合評価

1 総合評価の手順

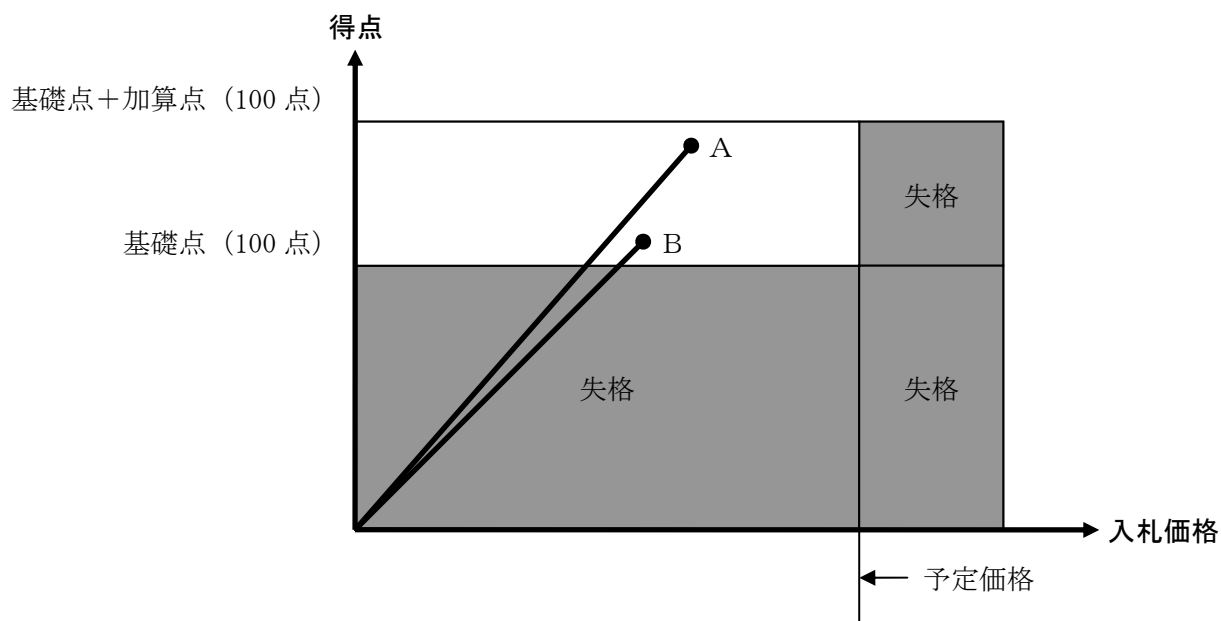
入札価格、提案内容の評価結果に基づき、以下の計算式で総合評価値を算定して提案書の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

2 総合評価の計算式

計算式は、以下の通りとする。

$$\begin{aligned} \text{総合評価値} &= \text{提案内容評価の得点} \div \text{入札価格} \\ (\text{提案内容評価の得点} &= \text{基礎点} + \text{加算点}) \\ \text{基礎点} : \text{加算点の最高点} &= 100 : 100 \end{aligned}$$

3 総合評価の模式図



入札参加者の提案する入札価格と価格以外の評価に基づく得点を図示すると上図のようになり、勾配の大きい者が高順位となる。

上図の例では、入札価格の高い「A」が「B」より高い総合評価値を得る。

別紙 加算点項目、評価ポイント及び配点

加算点項目	評価ポイント	配点
対象施設及び対象設備の整備等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業衛星の運用中断時間を最小とするために特に優れた方策を提案しているか ・ 設備の監視機能が業務の安定性確保のために特に有効な方策を提案しているか ・ 対災害性に格段の配慮を行った設計であるか ・ ライフサイクルを通じて適切な施設・設備となっているか 	26
対象施設及び対象設備の維持管理等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・設備の維持のために特に優れた方策が提案されているか ・ 運用中断を伴わずに施設、設備の更新を行うための特に優れた方策が提案されているか 	15
本事業衛星の運用に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括責任者を置くなど、迅速かつ適切な判断と行動が行えるような体制が設定されているか ・ 安定してデータを取得、配信できる体制が構築されているか ・ 事故・故障時等の対応について、日時を問わず、迅速な対応がとれるような体制が構築されているか ・ 要員の知識、技術等を維持し、技術の継承が行われるための特に優れた方策が提案されているか 	23
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の業務内容に対応する特に効果的な体制となっているか ・ S P Cの経営体制は本事業の各段階において適切かつ安定的に事業を遂行できるものとなっているか ・ 本事業の安定的な遂行に特に貢献する出資計画となっているか ・ 事業のマネジメントのための考え方は適切か 	10
事業収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業収支計画及び資金調達の考え方は明確か ・ 調達方法が具体的であり、実現性の高い資金調達計画となっているか ・ 金利変動リスクへの効果的な対策が講じられているか ・ 不測の資金需要発生時に特に効果的な処置が提案されているか ・ 明確かつ具体的な財務管理方針が提案されているか 	10
特殊技術の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象衛星に関する特殊技術を理解し、事業計画へ反映するために特に有効な業務能力を有しているか ・ 米国の国際武器輸出規制（I T A R）への適合について特に有効な業務能力を確保しているか 	6
リスク対応策に係る提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間中に発生しうるリスクへの対応策が明確であるか ・ 気象衛星特有のリスクを緻密に分析し、これを最小化するための効果的な対応策がとられているか 	10